

答申に盛り込むべき事項の検討（案）

これまでの審議を踏まえ、第11回小委員会（平成23年8月2日）において答申の構成を意識しながら答申に盛り込むべき事項の確認を行った。

1. 審議会の基本的な考え方

(1) 教育的観点

子どもたちの「生きる力」を育成するために望ましい教育環境の整備を第一に考える。

(2) 平成13年答申以降の学校を取り巻く環境の変化

複雑化、多様化する教育課題

- ・新たな教育施策の展開（小中連携・特別支援・学校選択制等）
- ・新学習指導要領の実施
- ・教員の急激な世代交代
- ・学校と地域の連携（開かれた学校づくり・地域防災上の役割等）
- ・二極化（の進行）

(3) 答申の方向性

- ① 審議会として教育的観点を第一に答申することを表明
→平成13年答申の学校統廃合ありきとの差別化
- ② 平成13年答申の総括
→統廃合等の実績、下限を下回りながら着手しなかった学校の存在
（地域唯一の学校など、統合等手を加えられなかった学校が存在したこと）
- ③ 平成13年答申以降の取り巻く環境の変化
→個々の事象を説明するのか

2. 教育上望ましい規模

(1) これまでの審議会で確認された教育上望ましい規模

	学級数	児童・生徒数（1学級あたり）
小学校	12学級から18学級	20人から30人
中学校	12学級から15学級	30人から35人

(2) 答申の方向性

- ① 審議会として提示する教育上望ましい規模を説明する。
→基本スタンスである「教育的観点」「教育論」を前提にする。
- ② 望ましい規模がもたらす教育効果を提示する。
→メリット・デメリット比較ではなく、期待できる効果について述べる。
→望ましい学級数、児童・生徒数の根拠を示せるか。
- ③ 規模未満の学校が、即統廃合に結び付かないことを明らかにしておく。
- ④ 規模未満の学校であることが望ましい教育環境ではないと結び付かないことを説明する。
（例えば、小規模校の特性を生かした教育の展開を示す）

- ③④では風評対策にもなる。即刻、学校の統廃合に結び付かないことを表明
- ⑤ 望ましい規模へ向けての方針・手順を示す。
- 行政の方針を答申で示す。審議会として、「こうあるべき」と示す。

【小委員会審議】

(審議の視点)

- ① 教育上望ましい規模の説明
- ② 規模によるメリット・デメリットの整理
- ③ 望ましい規模（教育環境）を作り出すためには

(意見・審議経過)

◇望ましい規模の数値が示されているが、数を満たしていないことが即統廃合への動きにつながらないこと、それ故で望ましい教育環境ではないと結び付かないことを説明し、押さえておくことが重要。

→答申が教育の視点を基本とし、学校統廃合を目指すものではないことを表明する。風評対策にもつながる。

◇メリット・デメリットを論じるのではなく、「教育上望ましい規模」ならば“こういった教育効果”が期待できるとした方がよい。

→「望ましい」ことを述べるので、デメリットを出す必要はなし

→答申の流れとしては、まず望ましい規模のいい部分を描き、その後に過小規模・過大規模になったらどうするかとする。

◇「望ましい規模」を出すので、板橋区としてこの望ましい規模にどのように向かっていくのかという方向性を打ち出す。

→望ましい教育環境を作り出すために、区は「こういう方針で進めていくべき」という道筋、基本的な進め方を示す。

◇なぜ20人、30人が望ましい児童・生徒数なのかという根拠が必要ではないか。

→明らかな考え方は、中教審などでも示されていない。経験則や教員配置面から考えたものだが、審議会として整理が必要。

3. 適正配置を検討するうえでの課題7項目

(1)取扱い

- ① 各項目の説明・解説はしない
- ② “課題”ではなく、検討する際の“視点”という扱いにする
- ③ 取り上げる際の表記を工夫する
- ④ 事例の解決手順等を述べる際に触れるべき事項。(事例毎の視点の違いあり)

(2)追加項目

財政面、改築、通学距離の視点

※通学距離については、これまで審議していないので、扱いは審議会において判断が必要

【小委員会審議】

(審議の視点)

- ① 課題の取扱い
(列挙のみか、項目ごとに取り上げて説明するか)
- ② 追加すべき項目はないか

(意見・審議経過)

- ◇適正配置を考えるうえでの“視点”とした方が扱いやすく、後に各論になったときに学校や地域によって該当する項目は違ってくる。
- ◇ひとつひとつ並べて説明するのは大変な作業
- ◇特別支援教育や小中連携教育について、答申の中で触れることで適正規模・適正配置との関係をより意識した施策展開につながる。
- ◇7項目の目出しが、学校と地域の連携の‘問題’、通学区域変更の‘限界’など重くのしかかる感じを抱く。視点とするからには、「学校と地域の連携」というように、表記に注意する。
 - ⇒(1)地域と学校の連携の問題 →**地域と学校の連携**
 - (2)通学区域変更の限界 →**通学区域変更**
 - (3)一部小学校の大規模化の懸念 →**一部小学校の大規模化**
 - (4)大規模集合住宅の影響
 - (5)学校改築による見直し →**学校改築**
 - (6)特別支援教育との関係 →**特別支援教育**
 - (7)小学校、中学校連携教育の推進 →**小中連携教育の推進**
- ◇板橋区の特徴としては、二極化がある。答申のどこかで触れられるか。
- ◇通学距離について
 - ・これまで審議会で扱われていなかったので、扱いについては審議会に諮る
 - ・平成13年答申の通学距離の定義は、学校の統廃合をしても一定の通学距離内に収まりますという表現と考えられる。
 - ・通学距離が隣接校と重なる地域は、適正配置の面で検討が必要となる。
- ◇財政的な視点の追加は必要。

4. 望ましい規模を下回る場合の考え方

答申の方向性

- ① 行政の対応の基本的な進め方を示す。
- ② 小規模校容認というよりも、「小規模校の良さを生かして学校・行政が一体となってよりよい教育環境を作り出していきます。」という示し方。
 - 方策について要検討**
- ③ 下限について、総枠下限は撤廃
 - ※複式学級を作らないことは、これまで確認されてきた。
- ④ 行政の数量的支援・質的支援についての方策とスケジュール
 - ・地域への下ろし方の基準と時期
 - ・どの段階で学校や地域で検討に入るのか
 - ・猶予（様子を見る）期間は何年とするか
 - 基準・手順・期間などを審議会において決定する。**
- ⑤ 全面的に支援をしても回復しない場合には、規模と配置（統廃合）について検討しなければならない等明示する。

【小委員会審議】

（審議の視点）

- ① 下限をどう考えるか
- ② 地域へ下ろす基準
- ③ 地域等での検討、取組みの期間を何年と考えるか

(意見・審議経過)

◇複式学級をつくらないことは、これまでの基本的合意事項であった。

◇規模と配置の検討に入る時期 1学年の人数が1ケタになったら地域で検討に入る。

→人数については審議会に諮る。

→「地域」は何を指すものか不明確なままとなっている。

・主体を記載するのか ・地域の範囲は当該1校のみか、配置を検討する複数校か

◇検討に入る条件は、人数だけではない。大規模住宅の状況など複合的であり分析が重要。

◇複式学級が予測される状況からでは遅いので、それ以前に行政は支援に入る。

→地域への早めの情報提供

◇行政の支援には数量的側面・質的側面が考えられる

数量的側面…学区を調整して児童・生徒数の変化を図る

質的側面…魅力ある学校づくりのための支援

◇これまでの審議の確認

・教員の質の向上で対応できる事もあるので方策を考える

・小規模校を選択するニーズあり

・上下学年の関係で調整できる事もある

◇支援を継続しても教育として成り立たない規模になる事が見込まれた時点で、規模と配置の検討に入ることを明示するべき。

5. 望ましい規模を上回る場合の考え方

答申の方向性

① 新校設置について

→答申に盛り込むか、審議会において決定

② 子どもたちの望ましい教育環境の視点を大事にして、改築改修すべき

③ 新校・改築以外の方策について提示（これまで実施してきた通学区域変更も含め）

→下回る場合と同様に、対応すべき基準・手順などを定めておくか。(一定の目安は必要)

【小委員会審議】

(審議の視点)

財政事情もあるが、審議会としてどこまで言及していくか。

(意見・審議経過)

◇審議会として新校を作るべきと言えるか。特定の地域で学校が不足している感覚を抱く。

◇新校を作れるかは別で、審議会としては、必要があれば改修・増築も含め、何らかの措置をしますという話をしていくべき。

→審議会に諮る。

6. 配置を検討する地域・学校について

(1)個別事例

これまで重ねてきた事例検討から課題を抱えた特徴的な地域として、3モデル4類型が抽出された。(第9回審議会 資料4・4、資料6)

(2)答申の方向性

① 具体的に個別な名前(学校名・地域名)は出さない。

- ② 類型化して事例モデルとして出す。
- ③ 類型化された事例に対して、どのような支援を行っていくのか示す。
- ④ 事例を述べることで、“適正配置”に対する審議会の考えをまとめる。

【小委員会審議】

(審議の視点)

- ① 具体的学校名等を出すか。
- ② 課題の解決策は何が考えられるか。
- ③ 検討を要する地域・学校をどのように答申に結びつけるか。

(意見・審議経過)

◇学校名を出さなくても行政側はこういう対応をします、と出すことによって地域での安心感につながる。

◇審議会なので、基本的な方針を出す。

→具体的には詰めていないが、支援する基準を出す。

◇望ましい基準から外れた地域や学校が現実的にあるということを、類型化して示す。

→それらに対し、検討するうえでの視点を活用し支援策を示す。

◇検討に入る条件は、人数だけではない。大規模住宅の状況など複合的であり分析が重要。

◇複式学級が予測される状況からでは遅いので、それ以前に行政は支援に入る。

→地域への早めの情報提供

◇最終的に学校統合をする際に、これまでのような1：1というだけでは受け入れ側の教室が不足することもある。新たな手法として、周辺の数校に区域を分散することも考えられる。

◇地域センター区域に一校は残すという配慮は必要であるが、複式学級が見込まれるような状況の場合には規模と配置の検討をせざるを得ない。

◇通学区域

- ・小中や地域が大きく異なっている場合は、改築時等に変更
- ・小中連携の観点で、僅かなズレは一致させる努力があってもよい。

→これまでの審議会で、個別事例において審議の中では出てきたが議論は深まっていない。
答申に入れるかも含めて、検討が必要。